

## 学校の自由選択制に対する市としての考え方

学校の自由選択制には、子どもが自分の個性に合った学校で学ぶことができる、保護者の学校教育への関心が高まるなどといったメリットはありますが、同じ地域に住む子ども達が別々の学校に通うことになるため、地域における子どもや保護者同士のつながりが薄れ、地域と学校の関係も希薄化するという課題が指摘されています。学校は地域コミュニティの拠点であり、「狭山市教育振興基本計画」の中でも、教育施策の基本目標の一つとして「家庭や地域と連携した教育の推進」を掲げており、学校選択制の導入は、学校と地域の関係においてはデメリットが大きいと考えています。

また、東日本大震災を契機に、緊急時の安全確保や災害時対策の観点から、地域とのつながりを取り戻すべく、他の自治体では、すでに導入していた学校選択制を見直す動きが徐々に広がりつつあります。

さらに、学校選択制の見直しを求める背景の一つに、子どもや保護者が学校を選択する際の判断基準が挙げられます。各学校の特色や教育方針を比べて学校を選ぶというよりは、実際には、自宅から近い、友達と同じ学校に行きたいなどといった個人的な事情で選ばれることが多く、また、学校の悪い噂や評判に左右されて入学する子どもが少なくなり、適正な学校規模を維持できなくなったケースも出てきています。このたびの入間川地区の中学校の統廃合においても、統廃合する前の段階で学校選択制を導入した場合、東中学校への入学者が大幅に減少することも予想され、学級の数が減ることで必要な教員数が確保できないなど、学校運営に支障が生じることが懸念されます。仮に単学級（一学年1学級）が生じ、人間関係に配慮した学級編制ができない、スポーツでクラス対抗戦ができないなどの教育上の課題が生じれば、教育委員会が本来目指している規模の適正化によって期待される教育効果と相反することにもなりかねません。

以上の点を踏まえ、狭山市教育委員会としては、学校の自由選択制ではなく、特別許可地区など現行の地域指定校外就学基準の運用を図りつつ、あくまでも居住地によって就学する学校を指定するという原則に沿った形で検討を進めていきたいと考えています。